○農林水産省告示第二千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町平糠字野尻五の三、六の一四、六の九一、八、九、五九の二四、五九の二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野尻五の三・六の九一・八・九・五九の二六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百七十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十四日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
414659	中野　誠
414661	寺島　聡
414663	下地　拓也
414665	三上　優
414667	田井　優子
414669	菊池　紀史
414671	市村　悠
414673	猪瀬　記利
414675	西井　大雅
414677	時崎　大介
414679	田口　和彦
414681	野村　晃平
414683	高林　裕矢

登録番号	氏名
414660	島田　嘉人
414662	川上　大
414664	浦井　将文
414666	奥村　英司
414668	栗山　拓
414670	**雄**林　克
414672	清水　達也
414674	江島　良輔
414676	中村　剛史
414678	猪川　克彦
414680	關　正臣
414682	甲田　廉彦

○経済産業省告示第二百七十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十七年十二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十四日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	（変更後）	（変更前）
411472	西村　尚倫	西村　尚敏
413967	加藤　紗来	片山　紗来

○経済産業省告示第二百七十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十四日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
213039	小田切賢依
403415	小長谷正治

○経済産業省告示第二百七十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年十二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十四日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
408455	齋藤　佳久

○国土交通省告示第千二百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

差木地沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都大島町字差木地

字ヤケヤマ

一〇八二番五　一号及び二十八号から三十号まで

一〇八二番一　三十一号及び三十二号

一〇八二番四　三十三号

字ホヲノキ沢

七七三番一　二号、三号、二十六号及び二十七号

七七四番五　四号、五号、九号及び十九号から二十五号まで

七七四番三　六号及び七号

七七四番五地先道路敷　八号及び十号

字アイノー

七七〇番　十四号及び十五号

七七一番　十六号及び十七号

七七一番地先道路敷　十八号

字長七ヶ久保

七六九番一地先道路敷　十一号

七六九番一　十二号及び十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝川沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都大島町野増

字間伏滝川

五一三番　一号及び十号から十三号まで

五一四番一　二号から四号まで

四七四番　七号、八号及び十四号

四八一番　九号

四七四番地先道路敷　十五号及び十六号

四八二番　十七号から二十号まで

五一一番　二十一号から二十三号まで、二十八号及び二十九号

五一二番　二十四号から二十七号まで

五一〇番地先道路敷　三十号

字間伏カヘシノミズ　三十一号から三十六号まで

四七九番一　五号及び六号

東京都大島町差木地

字タキガワ

一〇六番　三十七号及び三十八号

一〇七番　三十九号及び六十八号

一二〇一番　四十号

一一四番　四十一号から五十三号まで及び五十九号から六十七号まで

一一五番一　六十九号から七十三号まで

一〇四番　七十四号から七十七号まで

一〇五番　五十四号から五十八号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神津沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十七号までを順次結んだ線（標柱四号と五号、標柱十一号と十二号、標柱三十七号と三十八号及び標柱四十二号と四十三号については、昭和二十六年建設省告示第八百十四号で指定した神津沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と四十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都神津島神津島村

字那智

一二六番　一号及び二号

一二四番二　三号から七号まで

一二四番一　八号から十一号まで

一二一番一　十二号から二十四号まで

一二〇番一　二十五号から二十八号まで

一一三番一　二十九号及び三十号

一一四番一　三十一号

一一〇六番一　三十二号及び三十三号

一一〇六番二　三十四号及び三十五号

一一〇五番三　三十六号

一一〇五番一　三十七号

字鉄砲場

三一番　三十八号から四十一号まで

二番　四十二号

一番一　四十三号から四十七号まで